

委員限りの情報を含む

資料 165-2

日本通信株式会社からの接続協議再開
命令の申立てに係る総務大臣からの
諮問について

(諮問第10号)

資料 165-2

資料番号	資料名等
165-2-1-①	諮問書・審査の結果
165-2-1-②	日本通信株式会社からの接続協議命令の申立ての概要
165-2-1-③	電気通信事業法の協議再開命令の関係条文（抜粋）
165-2-1-④*	日本通信とソフトバンクとの協議経緯
165-2-2	協議再開命令（案）
165-2-3*	「接続協定に関する命令申立書」及び「意見書」
165-2-4*	ソフトバンク株式会社への電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令に係る聴聞に関する聴聞調書
165-2-5*	ソフトバンク株式会社への電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令に係る聴聞に関する報告書

※ 資料 165-2-1-④、165-2-3 の一部、165-2-4 及び 165-2-5 について、当事者及び第三者の権利・利益を保護する観点から、委員限りとする。

- ① 諮問書・審査の結果
- ② 日本通信株式会社からの接続協議命令の申立ての概要
- ③ 電気通信事業法の協議再開命令の関係条文（抜粋）
- ④ 日本通信とソフトバンクとの協議経緯 委員限り

諮 問 第 1 0 号

平成 2 8 年 1 2 月 8 日

電気通信紛争処理委員会 委員長 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第1項の規定に基づき、日本通信株式会社からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続は同項に規定する協議再開の命令の要件に該当すると認められることから、ソフトバンクに対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとした。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

審査の結果

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき以下の「審査の結果」のとおり審査を行った結果、法第35条第1項の規定に基づき協議再開を命令することが適当であると認められる。

なお、次の事由により、本件申立ては法第35条第1項に定める「電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合」に該当すると考えられる。

日本通信株式会社は、ソフトバンク株式会社に対し、日本通信株式会社が設置するゲートウェイ装置、交換機等からなる電気通信設備とソフトバンク株式会社が設置するゲートウェイ装置、交換機等からなる電気通信回線設備との接続を求めており、本件申立てはこの接続に関するものと認められる。

ここにおいて、日本通信株式会社はソフトバンク株式会社、ソフトバンク株式会社が販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）と日本通信の電気通信設備による通信を可能とするSIMカード（携帯電話等の通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置）の提供を求めている。これは、上記電気通信設備と電気通信回線設備とを電氣的につなげただけでは、相互間で通信が可能な状態にはならず、接続が成立しないことから、この通信が可能となるようにし、接続が成立するために、当該SIMカードの提供が必要であるためである。したがって、当該SIMカードが電気通信設備又は電気通信回線設備であるかどうかにかかわらず、日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に当該SIMカードの提供を求める行為は、上記接続の請求の一環をなすものと認められる。

また、日本通信株式会社及びソフトバンク株式会社の主張から、次の事実が確認できる。

日本通信株式会社は、平成27年8月7日付けでソフトバンク株式会社に対し、ソフトバンク株式会社の設置する電気通信回線設備と日本通信株式会社の設置する電気通信設備との接続に関する事前調査を申し入れた。

これに関して、日本通信株式会社の設置する電気通信設備とSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続について、ソフトバンク株式会社においては、同年11月11日に日本通信株式会社に対し、ソフトバンク株式会社が日本通信株式会社に提供するSIMカードはSIMロックがかかっていない端末（以下「SIMロックフリー端末」という。）でのみ利用可能である旨について対面説明を行ったとし、また、日本通信では、平成28年2月24日のソフトバンク株式会社との協議でSIMロック端末がソフトバンク株式会社が応諾した接続では利用できない可能性が高いことを知らされたとしているので、遅くとも同日

までには、ソフトバンク株式会社において、SIMロック端末との伝送交換を実現する接続には応じない意思であることは、日本通信株式会社に伝達された。

これに対し、日本通信株式会社としては、同日及び同年3月1日にソフトバンク株式会社に対して、あらためてSIMロック端末で動作するSIMカードの提供を求めており、日本通信株式会社の設置する電気通信設備とソフトバンク株式会社が販売したSIMロック端末との間の伝送交換を可能とするソフトバンク株式会社の設置する電気通信回線設備と日本通信株式会社の設置する電気通信設備との接続を求める意思を伝達している。

上記の経過を経て、ソフトバンク株式会社は、日本通信株式会社に対し、平成28年3月23日から同年7月21日にかけて、数次にわたって、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨の回答を行っており、その結果、両者の間では接続に関する協定の締結は行われていない。

審査の結果

審査項目	事由及び結果
<p>1 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。【法第32条】</p>	
<p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき【法第32条第1号】</p>	<p>MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受ける形態は、他の電気通信事業者について既に実例があり、それによって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるような実態は生じているとは認められず、また、今後それが生ずるような事態も想定されないことから、本件接続によって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。</p>
<p>(2) 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき【法第32条第2号】</p>	<p>本件接続により実現する電気通信事業者間の正当な競争によってソフトバンク株式会社の利益が減じる事態が想定されないとはいえないが、これは同社の利益を不当に害するものとはいえず、また、その他、同社の利益を不当</p>

	に害するような事態が本件接続によって生ずるおそれがあるとは認められない。
(3) 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること【施行規則第23条第1号】	日本通信株式会社がその負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある特段の理由は認められない。
(4) 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること【施行規則第23条第2号】	平成28年5月18日のソフトバンク株式会社から日本通信株式会社への説明では、L2向けMVNO用SIMカードを既存のソフトバンク株式会社のSIMロック端末で利用可能とするには、既存の同社のサービスの管理・制御の方法を根本的に見直す必要があり、ネットワークの開発等に加えオペレーション等の業務面等の影響があるとしているものの、その影響について具体的な説明はなく、同年11月2日付けの質問に対する同年11月9日付けの意見書においても、ソフトバンク株式会社は、本件接続のための電気通信回線設備の設置又は改修の困難性について、検討をしていないとしている。よって、本件接続について、技術的又は経済的に著しく困難であるとの理由があるとは認められない。
2 法第155条第1項の規定による仲裁の申請がされているか【法35条第1項】	日本通信株式会社又はソフトバンク株式会社からは、本件接続に関する協定の締結に関して、法第155条第1項の規定による仲裁の申請はなされていない。

日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立ての概要

1 申立者

日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久

2 ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

3 申立年月日

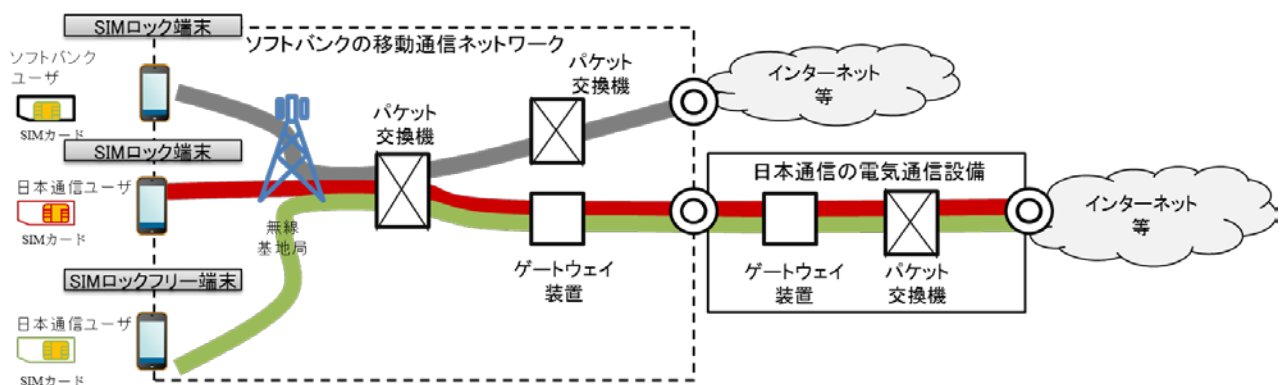
平成 28 年 9 月 29 日

4 概要

日本通信株式会社は、ソフトバンク株式会社に対し、日本通信株式会社が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンク株式会社が販売した SIM ロック端末及び SIM ロックフリー端末の双方を含む。）との符号の伝送を可能とする、ソフトバンク株式会社の電気通信回線設備との接続を求めている。

ソフトバンク株式会社は、上記について平成 28 年 3 月 23 日から同年 7 月 21 日にかけて、数次にわたって、SIM ロックフリー端末で動作する SIM カードの提供は可であるものの、SIM ロック端末で動作する SIM カードの提供は不可と書面で回答した。これを受けて、日本通信株式会社から、電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 35 条第 1 項の規定により、協議再開命令の申立てがあった。

<概要図>



※日本通信株式会社が求める接続は赤太線と緑太線の通信。ソフトバンク株式会社は緑太線の通信のみ許容と日本通信株式会社に回答。

以上

電気通信事業法の協議再開命令の関係条文（抜粋）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（電気通信設備の接続に関する命令等）

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2～10（略）

（電気通信回線設備との接続）

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由）

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

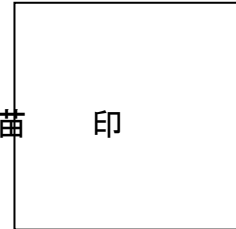
協議再開命令（案）

(案)

総基料第230号
平成**年**月**日

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙 殿

総務大臣 山本 早苗 印



電気通信設備の接続について（命令）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、日本通信株式会社の申立てに係る貴社の電気通信回線設備と日本通信株式会社の電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議再開を命ずる。

（注）この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

(理由)

- (1) 日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に対し、接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらずその協議が調わなかったことについて

日本通信株式会社は、ソフトバンク株式会社に対し、日本通信株式会社が設置するゲートウェイ装置、交換機等からなる電気通信設備とソフトバンク株式会社が設置するゲートウェイ装置、交換機等からなる電気通信回線設備との接続を求めており、本件申立てはこの接続に関するものと認められる。

ここにおいて、日本通信株式会社はソフトバンク株式会社に、ソフトバンク株式会社が販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）と日本通信株式会社の電気通信設備による通信を可能とするSIMカード（携帯電話等の通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置）の提供を求めている。これは、上記電気通信設備と電気通信回線設備とを電氣的につなげただけでは、相互間で通信が可能状態にはならず、接続が成立しないことから、この通信が可能となるようにし、接続が成立するために、当該SIMカードの提供が必要であるためである。したがって、当該SIMカードが電気通信設備又は電気通信回線設備であるかどうかにかかわらず、日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に当該SIMカードの提供を求める行為は、上記接続の請求の一環をなすものと認められる。

また、日本通信株式会社及びソフトバンク株式会社の主張から、次の事実が確認できる。

日本通信株式会社は、平成27年8月7日付けでソフトバンク株式会社に対し、ソフトバンク株式会社の設置する電気通信回線設備と日本通信株式会社の設置する電気通信設備との接続に関する事前調査を申し入れた。

これに関して、日本通信株式会社の設置する電気通信設備とSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続について、ソフトバンク株式会社においては、同年11月11日に日本通信株式会社に対し、ソフトバンク株式会社が日本通信株式会社に提供するSIMカードはSIMロックがかかっていない端末（以下「SIMロックフリー端末」という。）でのみ利用可能である旨について対面説明を行ったとし、また、日本通信では、平成28年2月24日のソフトバンク株式会社との協議でSIMロック端末がソフトバンク株式会社が応諾した接続では利用できない可能性が高いことを知らされたとしているので、遅くとも同日までには、ソフトバンク株式会社において、SIMロック端末との伝送交換を実現する接続には応じない意思であることは、日本通信株式会社に伝達された。

これに対し、日本通信株式会社としては、同日及び同年3月1日にソフトバン

ク株式会社に対して、あらためてSIMロック端末で動作するSIMカードの提供を求めており、日本通信株式会社の設置する電気通信設備とソフトバンク株式会社が販売したSIMロック端末との間の伝送交換を可能とするソフトバンク株式会社の設置する電気通信回線設備と日本通信株式会社の設置する電気通信設備との接続を求める意思を伝達している。

上記の経過を経て、ソフトバンク株式会社は、日本通信株式会社に対し、平成28年3月23日から同年7月21日にかけて、数次にわたって、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨の回答を行っており、その結果、両者の間では接続に関する協定の締結は行われていない。

以上から、日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に対し接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、その協議は調わなかったと認められる。

(2) 法第32条各号に掲げる場合に該当しないことについて

次に述べるとおり、日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に申し入れた接続について、法第32条第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当し又は同条第3号の規定による電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条第1号若しくは第2号の理由があるとは認められない。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（法第32条第1号）

MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受ける形態は、他の電気通信事業者について既に実例があり、それによって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるような実態は生じているとは認められず、また、今後それが生ずるような事態も想定されないことから、本件接続によって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

② 本件接続がソフトバンク株式会社の利益を不当に害するおそれがあるとき（法第32条第2号）

本件接続により実現する電気通信事業者間の正当な競争によってソフトバンク株式会社の利益が減じる事態が想定されないとはいえないが、これは同社

の利益を不当に害するものとはいえ、また、その他、同社の利益を不当に害するような事態が本件接続によって生ずるおそれがあるとは認められない。

- ③ 日本通信株式会社とその電気通信回線設備の接続に関し負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること（施行規則第23条第1号）

日本通信株式会社とその負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある特段の理由は認められない。

- ④ 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること（施行規則第23条第2号）

平成28年5月18日のソフトバンク株式会社から日本通信株式会社への説明では、L2向けMVNO用SIMカードを既存のソフトバンク株式会社のSIMロック端末で利用可能とするには、既存の同社のサービスの管理・制御の方法を根本的に見直す必要があり、ネットワークの開発等に加えオペレーション等の業務面等の影響があるとしているものの、その影響について具体的な説明はなく、同年11月2日付けの質問に対する同年11月9日付けの意見書においても、ソフトバンク株式会社は、本件接続のための電気通信回線設備の設置又は改修の困難性について、検討をしていないとしている。よって、本件接続について、技術的又は経済的に著しく困難であるとの理由があるとは認められない。

- (3) 法第155条第1項の規定による仲裁の申請がされていないことについて

日本通信株式会社又はソフトバンク株式会社からは、本件接続に関する協定の締結に関して、法第155条第1項の規定による仲裁の申請はなされていない。

以上

**「接続協定に関する命令申立書」
及び
「意見書」**

「接続協定に関する命令申立書」及び「意見書」

ページ	提出者	日付又は提示日	差出人	宛先	内容（題名等）
1	日本通信	2016年9月29日	日本通信	総務省	接続協定に関する命令申立書
13	ソフトバンク	2016年10月14日	ソフトバンク	総務省	意見書
19	ソフトバンク	2016年10月24日	ソフトバンク	総務省	追加意見書
21	日本通信	2016年11月1日	日本通信	総務省	意見書
27	ソフトバンク	2016年11月9日	ソフトバンク	総務省	追加意見書
31	ソフトバンク	2016年11月24日	ソフトバンク	総務省	意見書

※ 「接続協定に関する命令申立書」及び「意見書」については、一部委員限り。



様式第17の5 (第23条の14関係)

接続協定に関する命令申立書

平成28年9月29日

総務大臣 殿

郵便番号 105-0001
住 所 とうきょうとみなとくらのもん
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
氏 名 にほんつうしんかぶしがいしや
日本通信株式会社
代表取締役社長
ふくだ なおひさ
福田 尚久
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
平成8年12月5日 A-08-1931
連絡先 社長室
03-5776-1701

電気通信設備の接続に関する協議が 不調 のため、 電気通信事業法第35条第1項の規定により、
次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	別紙のとおり。
接続しようとする電気通信設備	別紙のとおり。
締結又は変更しようとする協定の概要	別紙のとおり。
予定する協定の期間	別紙のとおり。
協議の不調又は不能の理由	別紙のとおり。
その他参考となる事項	別紙のとおり。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第1 当事者の氏名及び住所

名称：ソフトバンク株式会社

代表者：代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

住所：〒105-7317 東京都港区東新橋一丁目9番1号

第2 接続しようとする電気通信設備

申立人である日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、移動通信事業者（MNO）の通信網を活用して移動通信サービスを提供している電気通信事業者（MVNO）であり、今般、当社が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンク株式会社が販売したSIMロック¹がなされた端末及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む）との間の符号及び映像の伝送交換（以下、「本件伝送交換」という）を可能とするソフトバンク株式会社の第二種指定電気通信設備との接続（GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式による）（以下、「本接続」という）をソフトバンク株式会社に求めています（図1参照）。

本接続が実現されると、利用者は、ソフトバンク株式会社が提供する3G網及びLTE網（以下、「SB網」という）の両方において、当社電気通信設備を利用して、本件伝送交換を利用すること（以下、当該利用者が利用する当該サービスを「当社サービス」という）が可能になります。

当社電気通信設備と特定移動端末設備との間で本件伝送交換を行うためには、ソフトバンク株式会社は、特定移動端末設備と当社との接続点との間で符号等の伝送交換を行うことが必要となり、これを実現するために、特定移動端末設備で使用するSIMカード²（電気通信事業報告規則第10条に定めるものを指し、以下同様とする）を用意して当社に提供することが求められます。

なお、当社は今般、ソフトバンク株式会社に求めている本接続と同一の接続を、既に株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）との間で実現し、商用サービスに供しています。

¹ 電気通信事業報告規則第10条に定めるものを指す。

² MNOとの間で通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体。通信接続に必須のIMSI（International Mobile Subscriber Identity）など、MNOが設定した情報が格納されているため、接続するMNO網や端末種別に合致した情報を格納したSIMカードが供給されないと、通信接続は行えない。ソフトバンク株式会社は、当社との接続協定において、SIMカードは、ソフトバンク株式会社から当社への貸与物であるとしている。

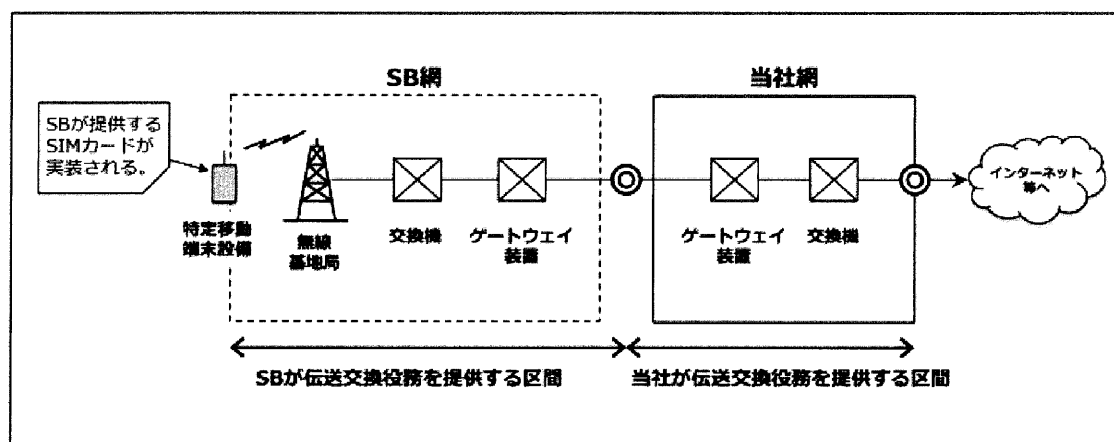


図1 本接続の概要

第3 締結又は変更しようとする協定の概要

(1) 当社が締結しようとする協定の概要

当社は、本件伝送交換を行う能力を有しSB網と接続可能な特定移動端末設備を既に保有している、又は、かかる設備を新たに購入して当社サービスの利用を希望するすべての利用者を対象として、本件伝送交換を商用に供するための接続協定を締結することをソフトバンク株式会社（以下、「SB」という）に対して求めています。

すなわち、第2で述べたとおり、対象となる特定移動端末設備には、SBが販売したSIMロックがなされた端末（以下、「SBSIMロック端末」という）と、SIMロックがなされていない端末（以下、「SIMロックフリー端末」という）の両方が含まれます。

本接続を実現するためには、SBは、SBが役務提供する区間の伝送交換を行うために提供するSIMカードとして、SBSIMロック端末とSIMロックフリー端末の両方で動作するSIMカード（又はSBSIMロック端末で動作するSIMカードと、SIMロックフリー端末で動作するSIMカードの双方）を用意して当社に提供することが必要になります。当社は、SBに対して求める接続協定の条件の一つとして、SBがこのようなSIMカードを当社に対して提供することを求めています（図2参照）。

なお、当社が既にドコモとの間で合意し締結している接続協定においては、ドコモによりSIMロックがなされた端末（以下、「ドコモSIMロック端末」という）とSIMロックフリー端末の両方で動作するSIMカードが提供されており、これらすべての端

末が接続対象となっています。

(2) SBが締結しようとする協定の概要

しかしながら、SBは、当社の求めに反して、SBSIMロック端末にSBが役務提供する区間の伝送交換を提供することを拒否し、SIMロックフリー端末のみを対象として、SIMロックフリー端末のみで動作するSIMカードを提供することを内容とした接続協定を締結しようとしています（図2参照）。

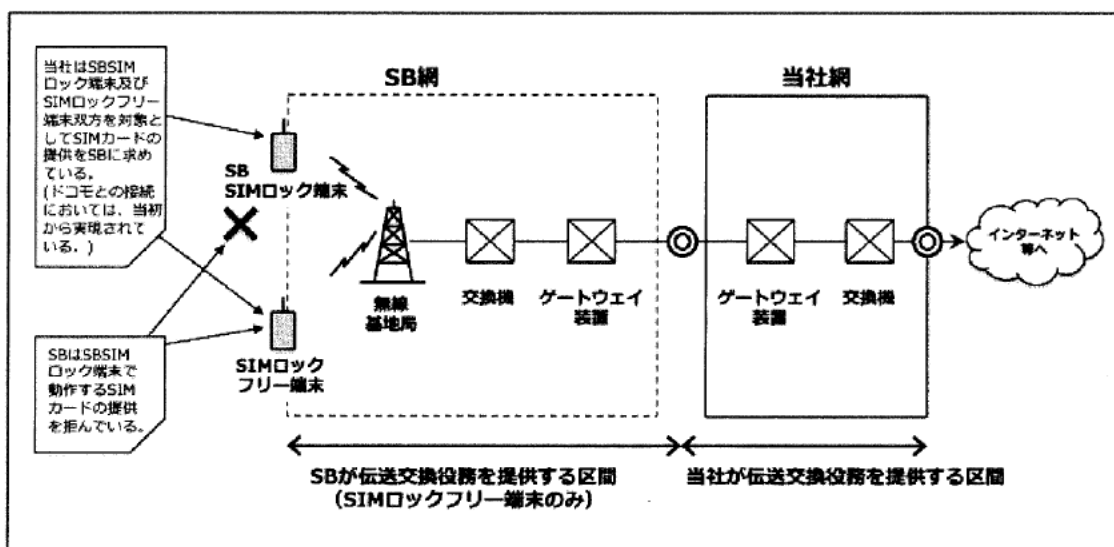


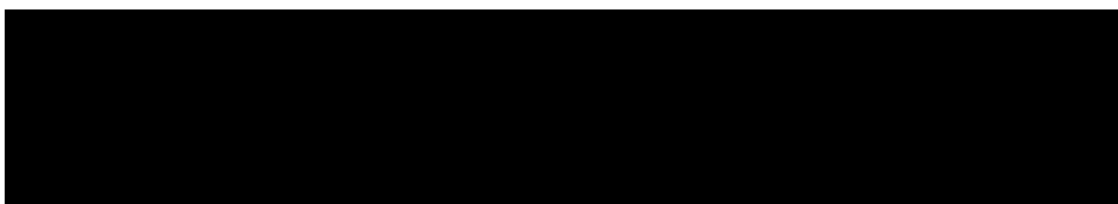
図2 接続の対象とする特定移動端末設備の違い

第4 予定する協定の期間

SBが3G網又はLTE網を提供し続ける限りの期間を予定しています。

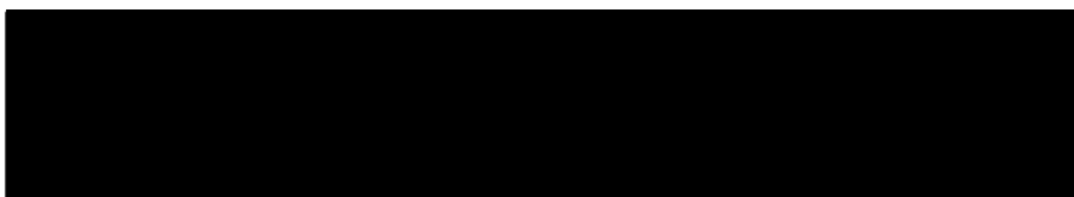
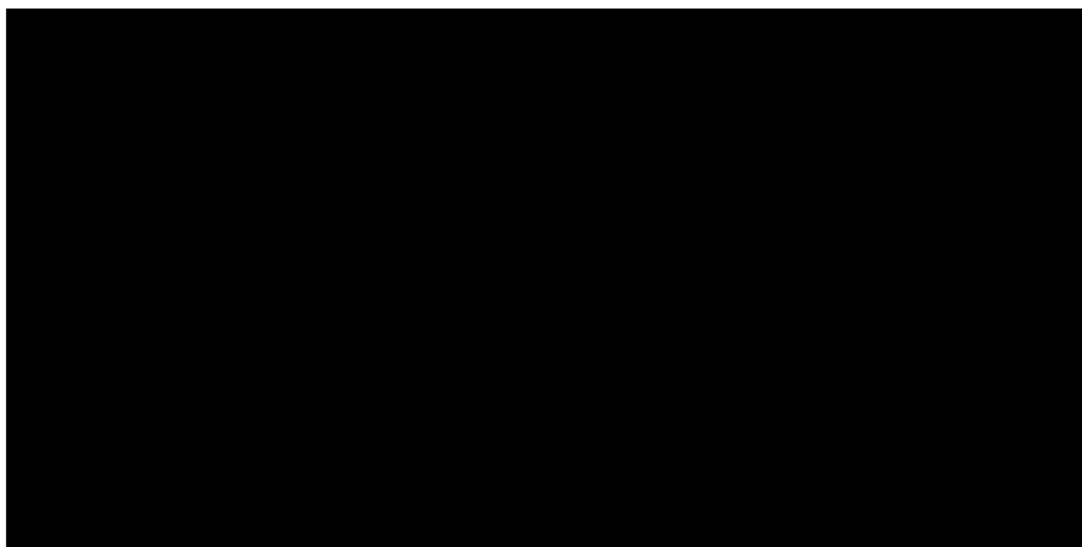
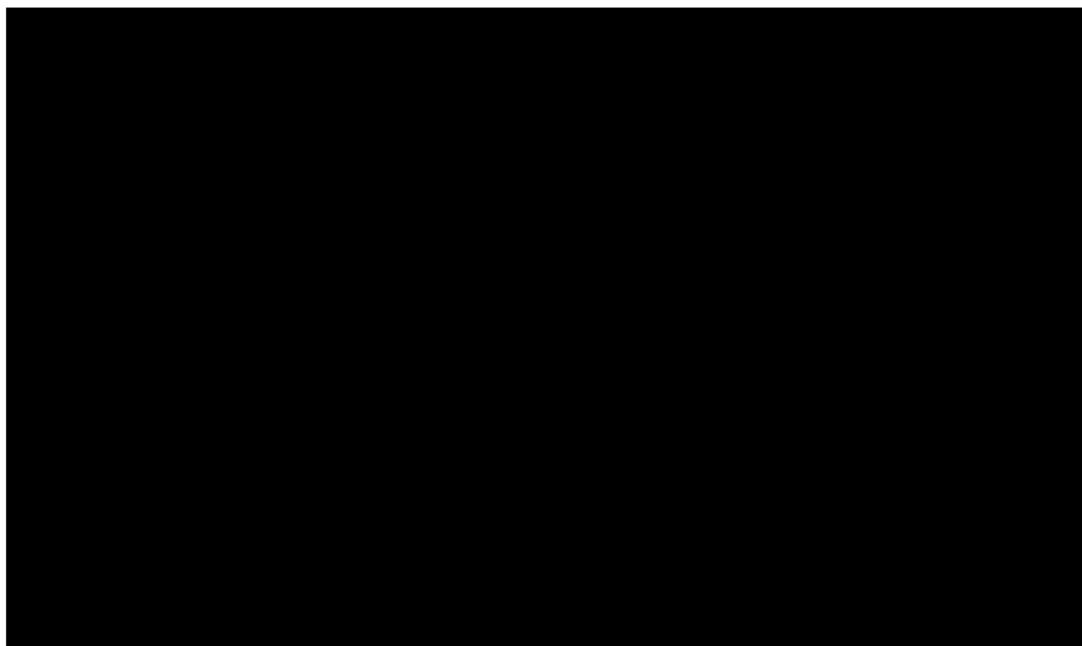
第5 協議の不調の理由

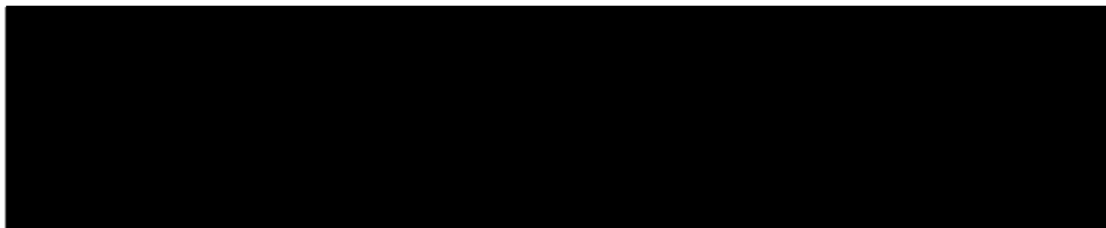
(1) SBの接続約款に基づく接続の申入れ



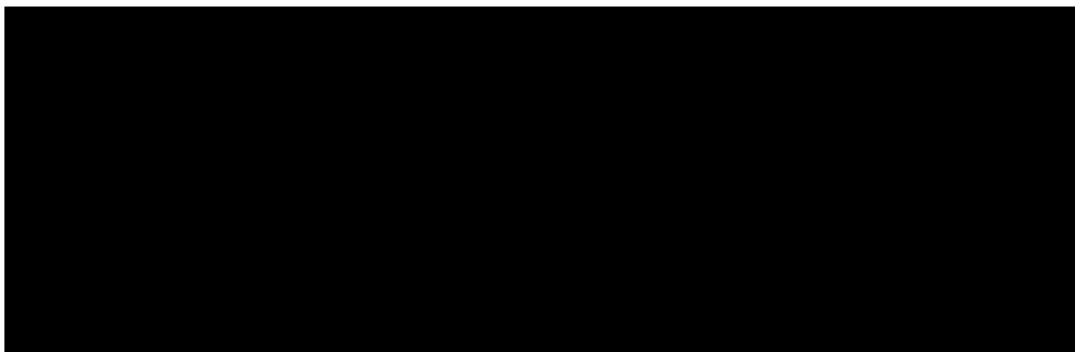
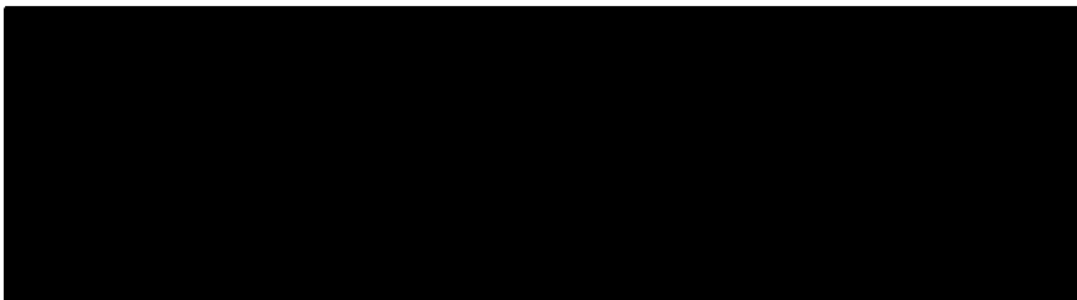
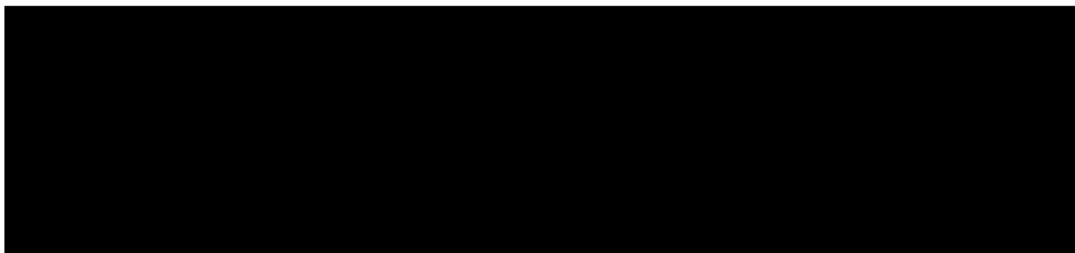


(2) SBからの通信端末にかかる制約の開示と、本制約に関する協議





(3) 本制約に関する協議の再開と決裂



以上の経緯から、当社とSBとの接続に関する協定の締結に係る協議は不調に終わったと結論せざるを得ない状況になっています。

第6 その他参考となる事項

(1) SBの行為は接続制度の意義に反すること

電気通信事業法が規定する接続制度は、「電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。」（「電気通信分野における競争の促進に関する指針」公正取引委員会及び総務省2016年5月20日（以下、「競争促進指針」という））ものです。

しかも、SBのように第二種指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に対しては、「移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であるため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、それを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表、（中略）が義務付けられている。」（競争促進指針）ものです。

そのため、電気通信事業法第34条第4項において、「第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、（中略）届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない」と定められています。

すなわち、接続制度は、交渉力に大きな差がある事業者間において一方当事者が不当に不利益を被らないよう、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保することを目的としています。しかしながら、本制約は、SBの現契約者の大半が保有しているSBSIMロック端末では当社サービスを利用することができないという意味で、MVNOによるサービスを利用する機会を奪う制約であり、重要な接続条件であるにもかかわらず、SBは、本制約の存在を接続約款には全く定めておらず、しかも事業者間の協定書にも明確には記載しておりません。それにもかかわらず、当社に対してこのような接続条件を課そうとし、又は協定書に記載し、その条件を受け入れなければ接続できないとするSBの行為は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して接続制度が求めているものとは真っ向から反するものです。

仮に、このような行為、即ち、接続約款には記載せずに、個別にMVNO等の電気通信事業者に対して新たな制約条件を課す内容の接続協定書の締結を迫る行為が容認されるのであれば、接続制度は、その目的を達することはできず、瓦解してしまう

ことは明らかです。

接続約款について総務省への届出が義務付けられ、不合理な接続条件を課されることがないことが担保されているからこそ、当社を始めとする多くのMVNO事業者が新規参入を果たすことができるのであって、もし、接続約款で明らかにされていない重大な制約条件が、個別に、かつ公にならない形で接続協定によってのみ課されるようなことがあれば、MVNO事業への参入は著しく阻害され、電気通信市場の活性化は望むべくもありません。

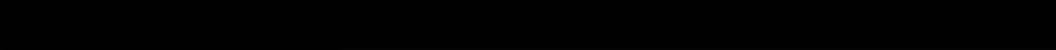
(2) 本制約を課すことは接続拒否と同義であること

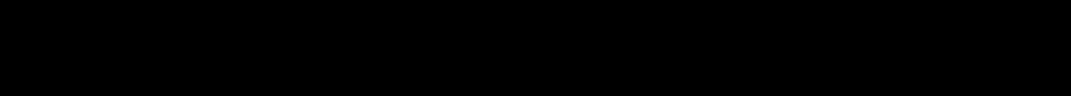
第2及び第3で述べたとおり、ドコモとの接続においては、ドコモSIMロック端末とSIMロックフリー端末の両方において動作可能なSIMカードがドコモから提供されているため、これら両方の端末との接続が可能となります。したがって、当社サービスを利用し得る利用者の範囲には、ドコモと既に契約しているすべての利用者が含まれます。

然るに、SBが主張する本制約を受けるとなると、4,000万にも迫る数のSBの現契約者は、当社サービスを受けることができなくなります。このように、本制約は当社サービスの存在意義・利便性を大きく損ねるものであり、SBが本制約を課そうとしている行為は、実質的な接続拒否というべき行為になります。

電気通信事業法及び同施行規則には、4項目の接続拒否事由（電気通信事業法第32条各号、同施行規則第23条各号）が列挙されていますが、本件はこのどれにも該当しておりません。また、SBからは、接続拒否事由に該当するとの説明又は言及も一切ありません。したがって、SBの行為は、正当な理由のない接続拒否であると言わざるをえません。

しかしながら、当社がSBに求めている、当社サービスをSBSIMロック端末においても利用可能とすることは、SBが定義する「L2向けMVNO用SIM」をSBSIMロック端末で利用する方法のみならず、当社代替案でも実現することができるのであって、当社は、そのような方法によることを排除しているわけではありません。


 というのですが、MVNO用SIMとして、該当する特定範囲のIMSIを記録したSIMカードを提供していただければ、既に利用者が保有しているSBSIMロック端末の内部にある機能を変更することなく、解決することができます。当社は次善の策としてこの当社代替案をSBに提案しましたが、前述のとおり、そのような義務はないとして拒絶されています。


 本制約を「端末に関するSIMロック」の問題と位置付けることは誤りです。なぜなら、端末に関するSIMロックの問題は、端末の契約をあるMNOから他のMNOに変える場合に発生する問題であるところ、本制約はMNOの契約を同じくする場合について、当該MNO（即ちSB）が課そうとしている制約であるからです。

(3) 電気通信の健全な発展及び国民の利益

前述のとおり、接続約款制度は、寡占的な市場において強い交渉力を有する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者との接続に関し、接続条件の公平性及び透明性を高め、接続の迅速化を担保するためのものですが、2016年5月21日に施行された改正電気通信事業法及び同施行規則において、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に規定されるいわゆるレイヤー2接続を接続約款に記載することが義務付けられました。したがって、SBはレイヤー2接続に応じることを明示的に義務付けられています。それにもかかわらず、SBは、本制約を設けることで、電気通信事業法で義務付けられたレイヤー2接続に応じる義務を実質的に回避し、SB網を利用したMVNOを排除しようとしています。

現在、移動体通信市場においては、多くのMVNO事業者が格安SIMに代表される多様で低廉なサービスを競っています。そもそも、電波の有限性から寡占的な市場に陥りがちな移動体通信の市場において、このような競争環境が発現し、MVNOが一つの業界を形成するまでに至ったのは、2007年の当社とドコモとの接続に関する総務大臣裁定を経て、ドコモ網を利用したMVNO事業に参入する道が開かれ、ドコモの契約者が、ドコモ網を利用しながら、MVNO事業者が提供する格安SIMのサービスを利用できるようになったためです。当然のことながら、ドコモとの接続協定においては、本制約に同様な制約は存在しません。仮に、ドコモとの接続協定に本制約に類似した制約が設けられ、ドコモの契約者がMVNOのサービスを利用できない仕組みになっ

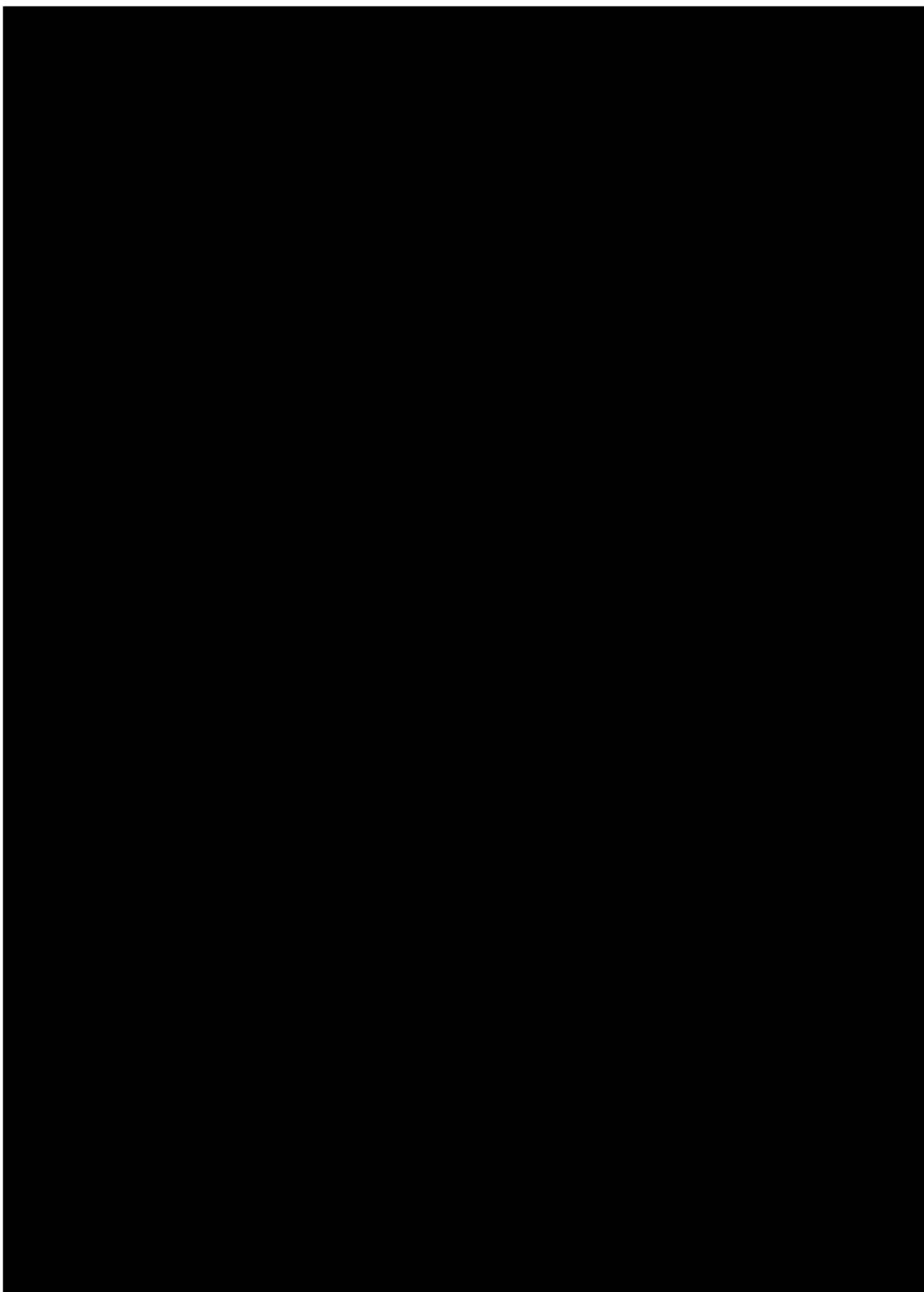
ていたならば、MVNO事業者がサービスを競う今日の状況はありません。

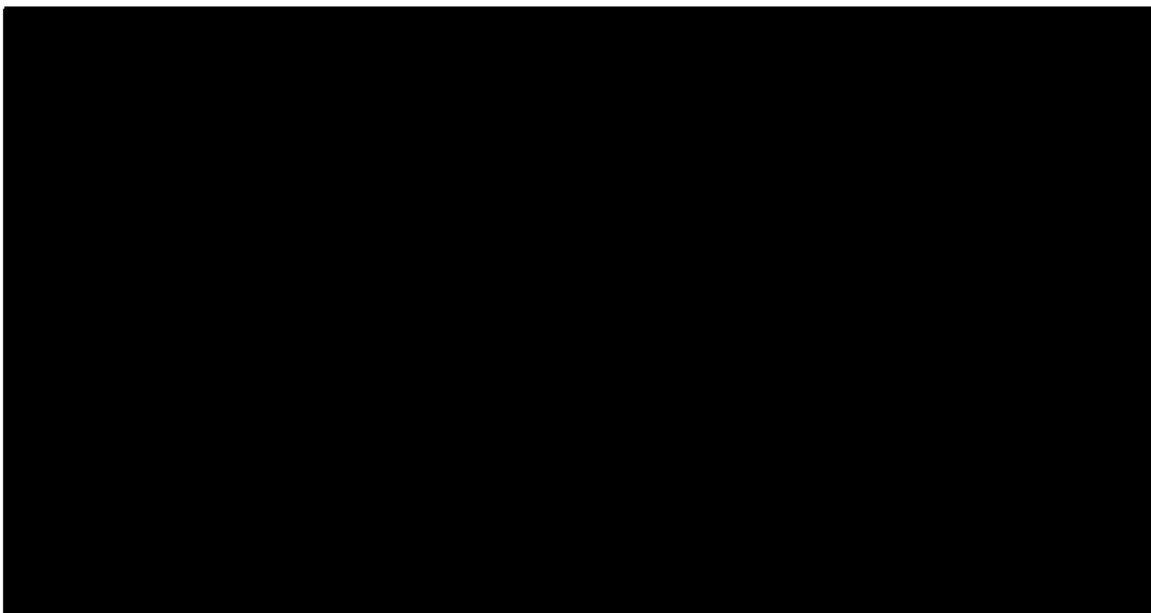
SBは、本制約を導入することにより、SBが形成する市場に対してこのような競争環境が導入されることを意図的に排除しようとしています。

本制約を許容することは、MNOとMVNOの接続条件の公平性・透明性を歪めることで接続制度を空洞化させるものであるに留まらず、MNO間の公平性を損なうことで、接続制度を積極的に後退させ、電気通信事業の健全な発展を阻害するものです。その結果、多くの国民が、多様で低廉なサービスを受ける機会を奪われることとなります。

以上

添付資料説明書





以上



意見書

2016年10月14日

総務省 総合通信基盤局長
富永 昌彦 殿

郵便番号 105-7317
ふりがな とうきょうとみなとくひがししんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
ふりがな かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー みやうち
代表取締役社長兼CEO 宮内

電気通信事業法第35条第1項の規定に基づく日本通信株式会社(以下、「日本通信」という)殿からの協議の再開の命令に係る申立て(2016年9月29日付。以下、「協議再開命令申立て」という)について、意見書を提出いたします。

[REDACTED]

この度、予期せず日本通信殿より協議再開命令申立てが行われ、御省より本申立てに対する意見等提出の機会を頂戴しましたので、以下のとおり見解を述べさせていただきます。

1. 事実関係

[REDACTED]

[REDACTED]

2. 協議の開始または再開事由の不存在

(1) 接続に応じており接続を拒否した事実は存しない

[REDACTED]

当社は日本通信殿の電気通信設備と当社電気通信回線設備との接続に関し拒否はしておりません。

(2) SIM カードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない

電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)において「電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、(以降、略)」とあり、MVNO 殿の電気

通信設備と当社電気通信回線設備との接続に関する応諾義務を規定しているものと認識しています。

電気通信設備とは、「電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいう。」(電気通信事業法第2条(定義)第2号)とされ、SIMカードは、制度上(電気通信事業報告規則第10条(SIMロック解除状況報告)及び「SIMロック解除に関するガイドライン」2用語の定義)の定義では、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」とあり、通信機能を有する設備ではないことから、電気通信設備には該当しません。

また、SIMカードは、当社からMVNO殿に貸与し、その後エンドユーザーに転貸される貸与物で、その所有者は当社であることから、電気通信事業法第32条(電気通信回線設備との接続)における「他の電気通信事業者の電気通信設備」ではないことは明かです。

更に、電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。」(電気通信事業法第9条(電気通信事業の登録)第1号)とされ、SIMカードは先述のとおり、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」にすぎず、電気通信回線設備に該当しないことは明かです。

このように、SIMカードは、電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しません。

(3) 小括

以上のことから、当社は、電気通信事業法第32条(電気通信回線設備との接続)に定める接続請求に応じており、「総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、または当該協議が調わなかった場合で、(以降、略)」と規定している電気通信事業法第35条(電気通信設備の接続に関する命令等)第1項に基づき、協議の開始または再開事由に該当しないため、日本通信殿による本申立ては、直ちに却下されるべきです。

3. その他意見

(1) 第二種指定電気通信設備制度の遵守

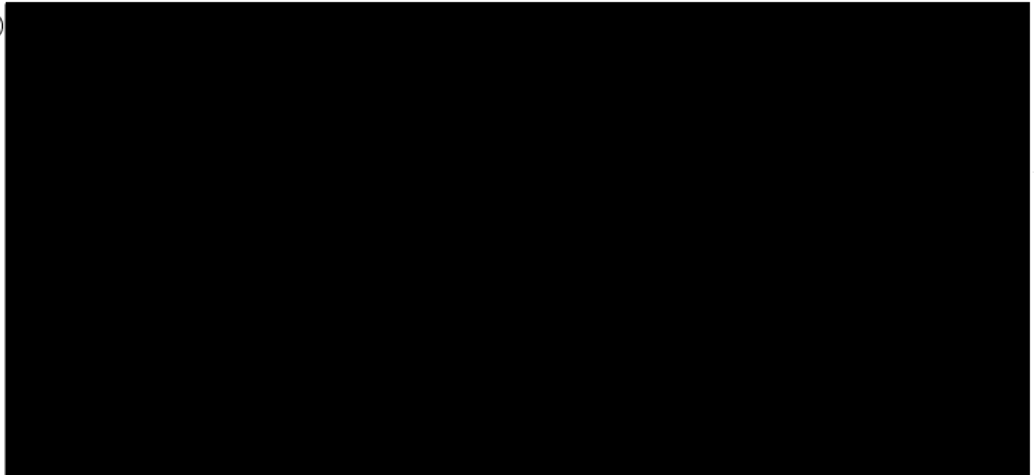
日本通信殿は協議再開命令申立て第6(3)において、「SBは、本制約を設けることで、電気通信事業法で義務付けられたレイヤー2接続に応じる義務を実質的に回避し、SB網を利用したMVNOを排除しようとしています。」と主張されていますが、当社は、第二種指定電気通信設備を有する事業者として、電気通信事業法第34条(第二種指定電気通信設備との接続)の規定に基づき、当社接続約款において、第二種指定電気通信設備とMVNO殿が設置する電気通信設備とのL2接続に係る第二種指定電気通信設備の提供条件等を公表し、当社接続約款に従って、公平、適正かつ円滑な接続に応じています。

(2) SIM ロック解除に関するガイドラインの遵守

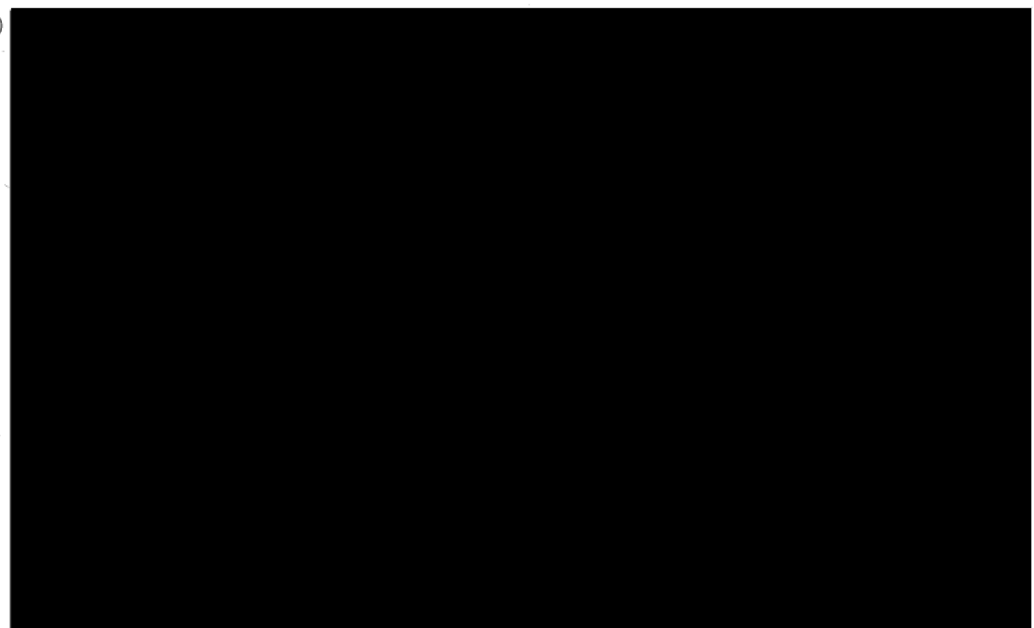
日本通信殿は協議再開命令申立て第 6(2)において、「SB が主張する本制約を受けるとなると、4,000 万にも迫る数の SB の現契約者は、当社(=日本通信殿)サービスを受けることができなくなります。」と主張されていますが、当社は、当社が提供している SIM ロック端末について、「SIM ロック解除に関するガイドライン」に則って対応しており、SIM ロックが解除された端末は当社と L2 接続をしている MVNO 殿のエンドユーザーも利用可能であるため、MVNO 殿のエンドユーザーに対しサービス利用を不当に制限していることにはなりません。

(3) 当社は日本通信殿との接続協議に誠実に応じてきたこと等

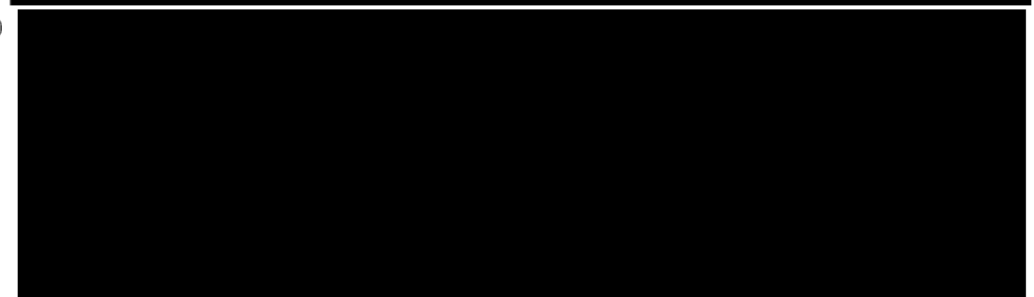
①



②



③





④



⑤



以上



追加意見書

2016年10月24日

総務省 総合通信基盤局長
富永 昌彦 殿

郵便番号	105-7317
ふりがな	とうきょうとみなとくひがしんぱし
住所	東京都港区東新橋一丁目9番1号
ふりがな	かぶしがいしゃ
氏名	ソフトバンク株式会社
	だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー みやうち
	代表取締役社長兼CEO 宮内

2016年10月17日付「日本通信株式会社からの協議の再開の命令に係る申立てに対する意見等の再提出について(依頼)」について追加意見書を提出いたします。

なお、2016年10月14日付当社意見書(以下、「当社意見書」という)において定義した用語については、本追加意見書においても同様の意味で用います。

1. 【御省追加質問 1】

日本通信株式会社からの協議の再開の命令に係る申立てで述べている事実関係について、事実と相違する事項がある場合(本年 10 月 14 日付け貴意見書に記載のあるものを除く。)には、それを具体的に指摘されたい。

【当社回答】

当社意見書に追加して指摘すべき事項はありません。

2. 【御省追加質問 2】

日本通信株式会社が設置する電気通信設備と貴社の第二種指定電気通信設備との接続において、貴社が販売した SIM ロック端末からの符合及び映像の伝送交換を可能としたときに、次の事由がある場合には、それを具体的に指摘されたい。

- 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあること
- 貴社の利益を不当に害するおそれがあること
- 本件に関し、日本通信株式会社が負担する金額の支払いを怠り、又は、怠るおそれがあること
- 本件に関し、電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること

【当社回答】

当社意見書「2. 協議の開始または再開事由の不存在」において述べたとおり、当社は日本通信殿の電気通信設備と当社電気通信回線設備との接続請求に応じているため、電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)を遵守しています。また、SIM カードは「他の電気通信事業者の電気通信設備」及び「電気通信回線設備」ではないため、電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)の適用範囲ではないと考えており、指摘することはありません。

以上



意見書

2016年11月1日

総務大臣 殿

郵便番号 105-0001
住 所 とうきょうとみなとくどらのもん
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
氏 名 にほんつうしんかぶしきがいしゃ
日本通信株式会社
代表取締役社長
ふくだ なおひさ
福田 尚久

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は
届出番号 平成8年12月5日 A-08-1931
連絡先 社長室

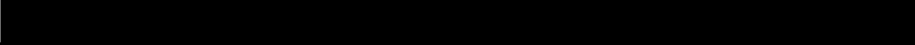
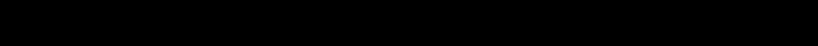
03-5776-1701



貴省からの2016年10月26日付文書「貴社からの協議の再開の命令に係る申立てに対するソフトバンク株式会社の意見書に対する意見等の提出について（依頼）」に基づき、ソフトバンク株式会社（以下、「SB」という）の同年10月14日付「意見書」（以下、「SB意見書」という）及び同月24日付「追加意見書」（以下、「SB追加意見書」という）に対して、以下のとおり、当社の意見を申し上げます。

なお、用語の定義については、本意見書で新たに定義する用語を除き、当社の2016年9月29日付「接続協定に関する命令申立書」（以下、「本命令申立書」という）の例によります。


第1 問題の整理

電気通信事業法上の相互接続（電気通信事業法第32条における「接続」を指す）とは、ある通信事業者の通信網（電気通信事業法第2条に定める電気通信設備）を接続先の通信事業者の通信網と、お互いの網の完全性を損なうことなく接続すること、すなわち、一方の網につながる端末等いかなるノードからも、接続先である他方のいかなるノードへも接続できる状態を達成するということであることは、従来より争いなく理解されてきたことでもあります。

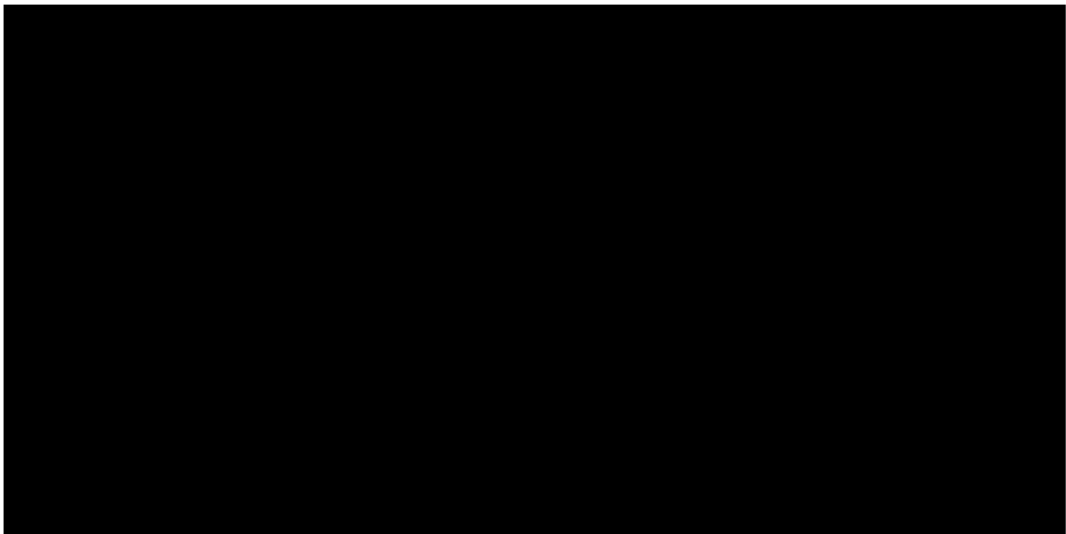
しかるに、
 当社の通信網の完全性を損なうものであり、相互接続を拒否したことになります。

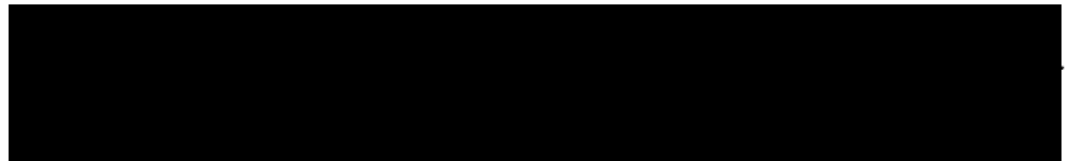
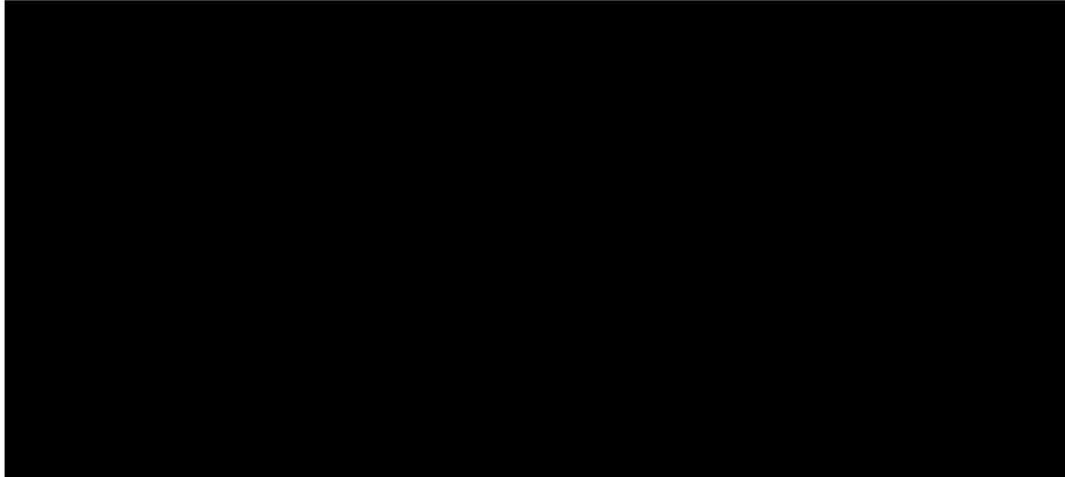
相互接続の拒否は、電気通信事業法第32条各号及び同施行規則第23条各号に定める4つの接続拒否事由によってしか認められないところ、
。よって、SBは、当社の申し入れに対し、違法に相互接続を拒否しており、当社の接続協定に関する命令申立は認められるべきと考えます。

第2 事実の相違

- (1) SB意見書1頁「1. 事実関係(1)」、同3頁「3. その他意見」の「(3)当社は日本通信殿との接続協議に誠実に応じてきたこと等②」に関する反論：








- (2) SB意見書1頁「1. 事実関係(1)」に対する反論：L2接続に関する一連の手続が完了しているとの事実はないこと

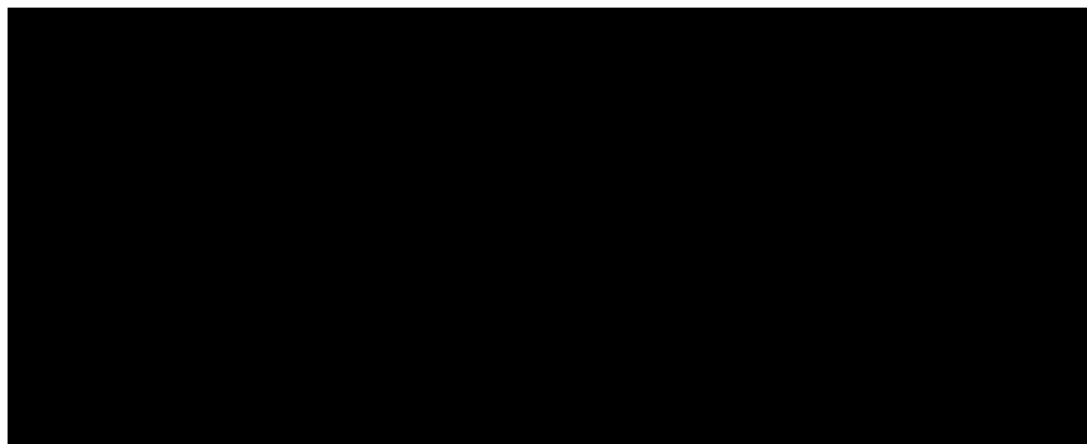
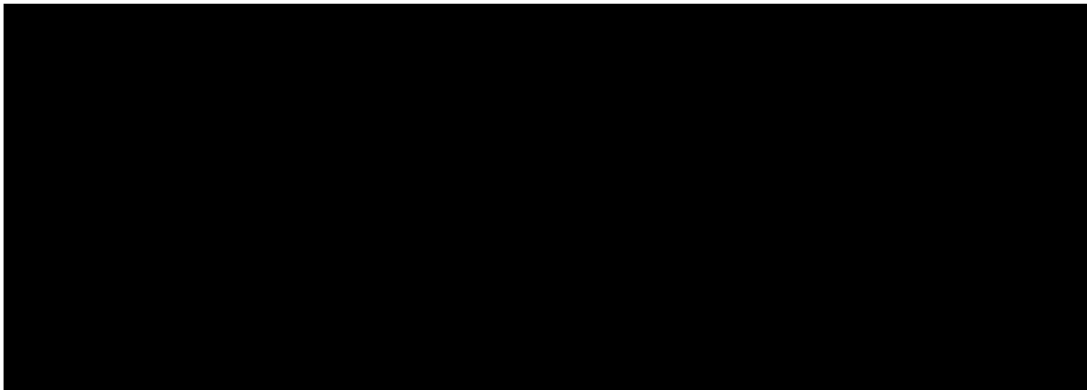
接続協定書の締結をもって、L2接続に関する一連の手続が完了したといえるものであるところ、当社とSBは未だ接続協定書の締結を行っていないので、一連の手続が完了しているとの事実はありません。

- (3) SB意見書1頁「1. 事実関係(2)」及び同1頁「2. 協議の開始または再開事由の不存在」の「(1)接続に応じており接続を拒否した事実は存しない」に対する反論：接続できる状態になっているとの事実はないこと

SB意見書1頁「1. 事実関係(2)」に記載されている通り、、SB網との物理的なL2接続試験が終了していますが、SBが販売したSBSIMロック端末（iOS端末及びAndroidOS端末の双方を含む）についての接続性については、その当時、及び現在においても、接続できないことを確認しています。

したがって、当社が求めている接続が実現していないことは明らかです。

- (4) SB意見書4頁「3. その他意見」の「(3)当社は日本通信殿との接続協議に誠実に応じてきたこと等④」に対する反論：2016年6月14日以降の出来事についてSBの説明が事実と異なること

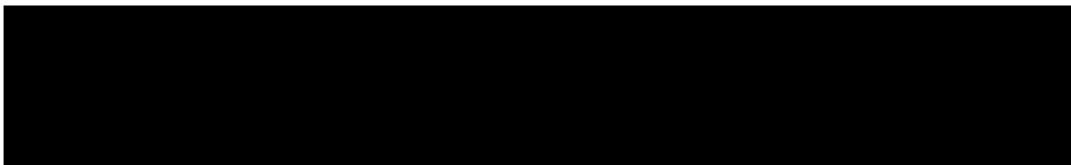


第3 その他事実の相違にかかる関連事項

- (1) SB意見書2頁「3. その他意見」の「(2)SIMロック解除に関するガイドラインの遵守」に対する反論：第二種指定電気通信設備制度の遵守にかかるSBの主張は本制約とは無関係であること

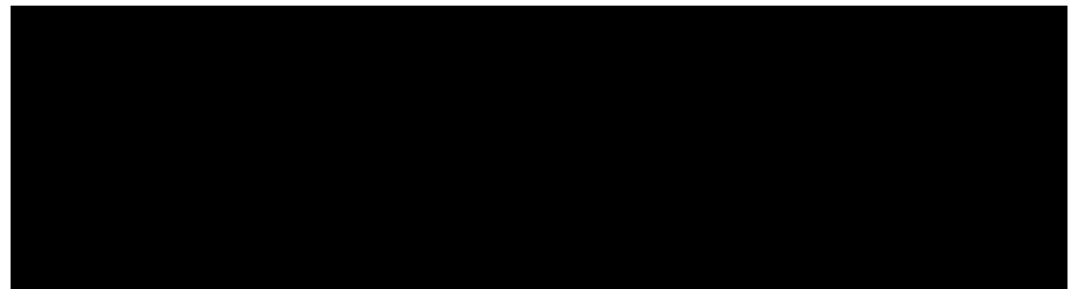
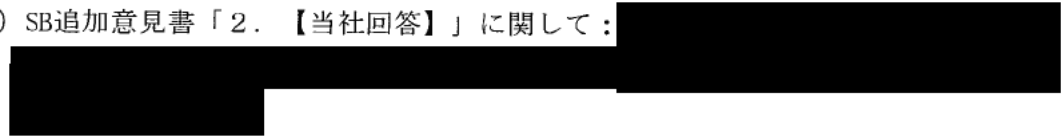
SIMロック解除に関するガイドラインは、本意見書第1、及び本命令申立書8頁第2段落に記載したとおり、本制約とは無関係です。

- (2) SB意見書3頁「3. その他意見」の「(3)当社は日本通信殿との接続協議に誠実に応じてきたこと等 ①」に対する反論





(3) SB追加意見書「2. 【当社回答】」に関して：



第4 結語

SBは接続を拒否していないと主張していますが、すべての端末の当社網への接続が実現していないという事実が存します。この事実は、SBが接続を拒否しているということに他なりません。

また、遅くとも[REDACTED]の時点をもって、当社とSBとの間においては、接続協定に係る協議は不調に終わっています。

上記のとおり、SBが主張する「接続の開始または再開事由の不存在」については、いずれも理由がないものと思料され、また、SBからは、電気通信事業法第32条各号及び同施行規則第23条各号に定める接続拒否事由について、一切主張がなされていません。

したがって、以上の状況に鑑み、貴省からSBに対し、速やかに接続協定に関する命令を発令していただくよう強く望む次第です。

以 上

追加意見書



2016年11月9日

総務省 総合通信基盤局長
富永 昌彦 殿

郵便番号 105-7317
ふりがな とうきょうとみなとくひがしんぱし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
ふりがな かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー みやうち け
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

2016年11月2日付「日本通信株式会社からの協議の再開の命令に係る申立てに関する日本通信株式会社の意見書に対する意見等の提出について(依頼)」について意見書を提出いたします。

なお、2016年10月14日付当社意見書(以下、「当社意見書」という)において定義した用語については、本追加意見書においても同様の意味で用います。

【御省追加質問 1】

日本通信株式会社からの意見書で述べている事実関係について、事実と相違する事項がある場合には、それを具体的に指摘されたい。

【当社回答】

日本通信殿による 2016 年 11 月 1 日付での意見書(以下、「日本通信殿意見書」という)について、以下のとおり見解を述べさせていただきます。

(1) 電気通信事業法上の相互接続

日本通信殿は、日本通信殿意見書 第1問題の整理において、「電気通信事業法上の相互接続(電気通信事業法第32条における「接続」を指す)とは、ある通信事業者の通信網(電気通信事業法第2条に定める電気通信設備)を接続先の電気通信事業者の通信網と、お互いの網の完全性を損なうことなく接続すること、すなわち、一方の網に繋がる端末等いかなるノードからも、接続先である他方のいかなるノードへも接続できる状態を達成するということであることは、従来より争いなく理解されてきたことでもあります」と主張していますが、当社は電気通信事業者間においてそのような考えが「争いなく理解されてきた」という事実はないものと考えております。

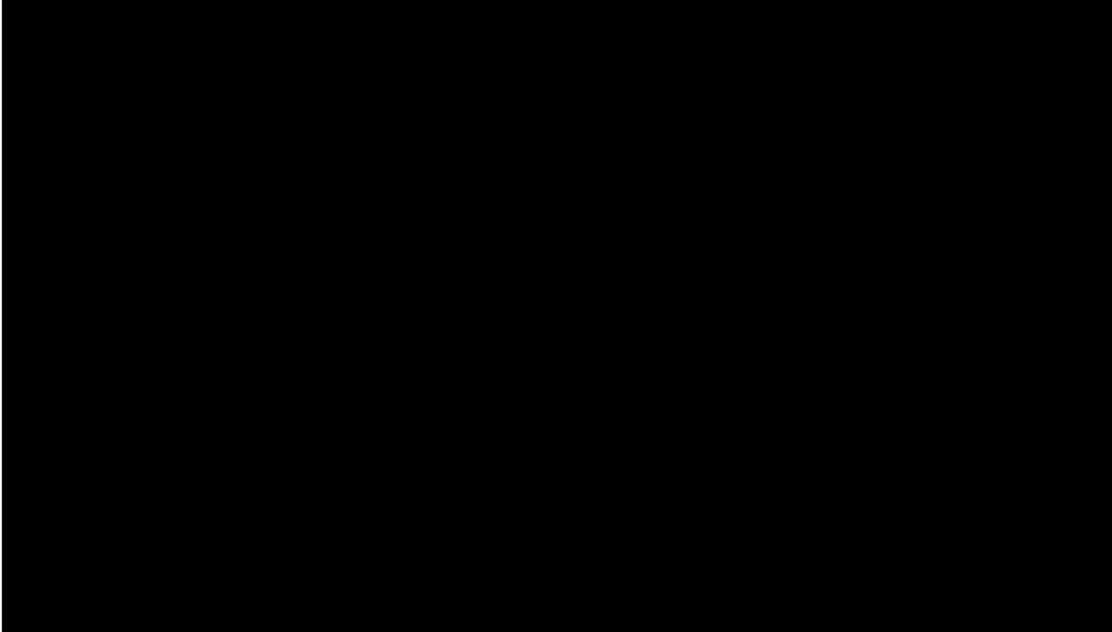
なお、電気通信事業法第32条(電気通信回線設備との接続)の規定については、当社意見書「2. 協議の開始または再開事由の不存在」及び2016年10月24日付け当社追加意見書(以下、「当社追加意見書」という)「2【御省追加質問 2】の【当社回答】」において述べた通りと考えております。

(2)

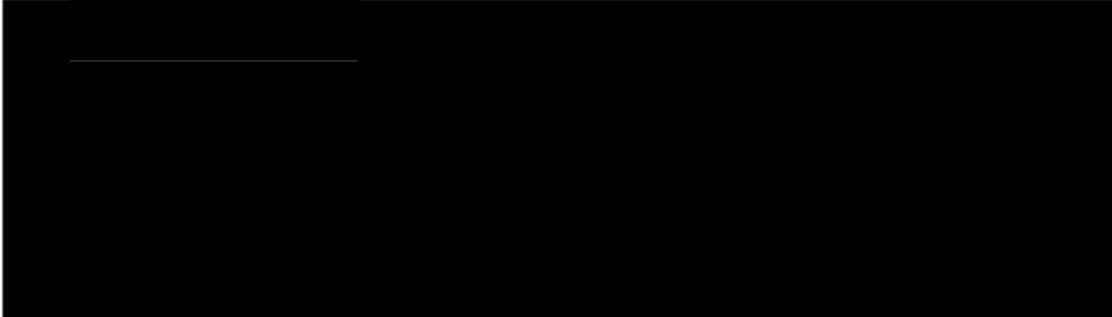
(3)



(4) 接続約款に基づく一連の手続きについて



(5) [Redacted] の出来事について



【御省追加質問2】

日本通信株式会社が設置する電気通信設備と貴社の第二種指定電気通信設備との接続において、貴社が販売した SIM ロック端末からの符合及び映像の伝送交換を可能としたときに、貴社において必要となる事項及びそれに伴う影響等があれば、具体的に説明されたい。

【当社回答】

当社追加意見書「2【当社回答】」において述べたとおり、当社は、①日本通信殿の電気通信設備と当社電気通信回線設備との接続請求に応じており、電気通信事業法第32条(電気通信回線設備との接続)を遵守していること、また、②SIMカードについて電気通信事業法第32条(電気通信回線設備との接続)の適用範囲外であると認識していることから、必要となる事項及びそれに伴う影響等について検討しておらず、具体的に回答するものではありません。

以上



意見書

2016年11月24日

総務大臣 殿

郵便番号	105-7317
ふりがな	とうきょうとみなとくひがしんばし
住所	東京都港区東新橋一丁目9番1号
ふりがな	かぶしがいしゃ
氏名	ソフトバンク株式会社
	だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち
	代表取締役社長兼CEO 宮内

電気通信事業法第35条第1項の規定に基づく日本通信株式会社(以下、「日本通信」という)殿からの協議の再開の命令に係る申立て(2016年9月29日付)に関し、追加意見書を提出いたします。

なお、2016年10月14日付当社意見書(以下、「当社意見書」という)において定義した用語については、本追加意見書においても同様の意味で用います。

当社意見書「2. 協議の開始または再開事由の不存在」にて述べた通り、電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)は、電気通信設備と電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものであるところ、SIM カードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しないことから、SIM カードの種類については同条が規制する対象の範囲外であることは法律の規定文言から明らかです。

よって、当社が電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)に違反する事実は存せず、電気通信事業法第 35 条(電気通信設備の接続に関する命令等)第 1 項に基づく、協議の開始または再開事由に該当しないことから、日本通信殿による本申立ては、直ちに却下されるべきと考えております。

これに対し、2016 年 11 月 15 日付での総務大臣殿による聴聞を行う旨の通知書「2 不利益処分の原因となる事実 (1)接続に関する協定の締結の申し入れであるか」においては、「日本通信が貴社に行った行為は、日本通信の設置する電気通信設備と貴社が販売した SIM ロック端末との間の伝送交換を可能とする貴社の設置する電気通信回線設備と日本通信の設置する電気通信設備との接続に関する協定の申し入れであると認められる」とあり、総務大臣殿は、L2 接続に加え当社がどのような端末に対応する SIM カードを MVNO 殿に提供するかまでも電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)の適用範囲に含め、MVNO 殿に提供する SIM カードの種類に関する当社の判断についても、同法同条各号の除外事由が適用されると受け止められるご見解を示されています。

仮に、総務大臣殿が電気通信事業法 32 条(電気通信回線設備との接続)及び電気通信事業法第 35 条(電気通信設備の接続に関する命令等)第 1 項に基づき、協議の開始または再開を命令することがあれば、法律の規定文言を超える事実認定であり、当事者である当社にとって予期し得ない不測の事態をもたらすのみならず、通信事業全般にも重大な影響を与えるものと考えます。

つきましては、総務大臣殿においては、①当社がどのような端末に対応する SIM カードを MVNO 殿に提供するかまで電気通信事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)の適用範囲に含まれると考えているのか、②含まれるのであれば、その具体的な制度的根拠及び法的根拠(該当する条文上の文言の指摘を含む。)を書面にて明確にお示しいただきたいと考えます。

以上

接続の範囲について

- 電気通信事業法第32条は電気通信設備と電気通信回線設備との接続を規定しており、SIMカードの種類までは規定の対象の範囲外であると認識。
- ①当社がどのような端末に対応するSIMカードをMVNO殿に提供するかで電気通信事業法第32条(電気通信回線設備との接続)の適用範囲に含まれるのか、②含まれるのであれば、その具体的な制度的根拠及び法的根拠(該当する条文上の文言の指摘を含む。)を書面にて明確にお示しいただきたい。

